

第百三十一回国
参議院内閣委員会會議録第四号

平成六年十一月二日(水曜日)
午後零時二十分開会

委員の異動

十一月一日

補欠選任

大淵 綱子君

十一月二日

栗原 君子君

補欠選任

森 暢子君

都築 讓君

吉田 之久君

出席者は左のとおり。

委員長

岡野 裕君

理事

板垣 正君

委員

狩野 安君

委員

寺澤 芳男君

委員

井上 孝君

委員

岩崎 純三君

委員

岡部 三郎君

委員

村上 正邦君

委員

大淵 綱子君

委員

久保田 真苗君

委員

中尾 則幸君

委員

森 暢子君

委員

中村 鋭一君

委員

永野 茂門君

委員

吉田 之久君

委員

猪熊 重二君

委員

聴澤 弘君

事務局側

大蔵 大臣 武村 正義君

常任委員会専門員

菅野 清君

本日の会議に付した案件

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、第百三十一回国会衆議院送付)

○委員長(岡野裕君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、栗原君子君が委員を辞任され、その補欠として大淵綱子君が選任されました。

また、本日、菅野茂君及び都築讓君が委員を辞任され、その補欠として森暢子君及び吉田之久君がそれぞれ選任されました。

○委員長(岡野裕君) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、昨日に終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○聴澤弘君 私は、日本共産党を代表して、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

本法案は、厚生年金や他の共済年金などの公的年金制度の改悪と一体のものであり、その最大の問題点は、退職共済年金の支給開始年齢を現行の六十歳から六十五歳に引き延ばし、六十歳から六十歳までの期間は退職共済年金の報酬比例部分のみを支給するとしているところにあります。

国家公務員の場合は六十歳定年制をとっており

ます。こうしたもとの退職年金の五歳繰り延べは所得の空白期間をつくり、公務員労働者に深刻な老後の不安をもたらすことになりました。しかも、六十歳から六十四歳までの期間に支給される報酬比例部分は満額年金の約半分であり、共済年金の場合、退職金の月額は加入期間三十五年で二十一万五千円であり、結局この間十二万程度で我慢せよということになります。

さらに、年金の給付水準を抑制しようとしていることも大きな問題であります。年金は毎年の物価スライドとは別に、五年に一度その間の名目賃金の上昇率をもとに年金額の改定が実施されることになっておりますが、この五年ごとの引き上げを税、社会保険料を差し引いた手取り賃金の上昇に應じたものに変更することによって、年金の給付水準は将来的に一五％下げられます。他方で、今後掛金が倍増されることも計画されております。

また、雇用保険と年金とは別々の目的を持つてつくられた制度であり、労働者はそれぞれに長期間にわたって保険料を掛け続けているにもかかわらず失業給付と退職共済年金の併給を停止することとは、道理に合わないばかりか既得権の侵害であると考えます。

以上のように、本法案は圧倒的多数の公務員労働者の生活と将来計画に大きな影響を及ぼすものであり、これを容認することができないことを表明して私の討論を終わります。

○委員長(岡野裕君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

瀬谷君から発言を求められておりますので、これを許します。瀬谷英行君。

○瀬谷英行君 私は、ただいま可決されました国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 産業構造等の変化に対応できる長期的に安定した年金制度を確立し、制度間の給付と負担の不均衡の是正を図るとの観点から、平成七年を目途とする公的年金制度の一元化に向けて精力的に検討を進め、共済年金の在り方を含め、その全体像を可及的速やかに明らかにすること。

一 鉄道共済年金に係る平成六年の標準報酬再評価の繰延措置を含む自助努力等については、公的年金一元化の検討の際に、給付と負担の公平化の観点から、その見直しを検討し、早急に必要措置をとること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(岡野裕君) ただいま瀬谷君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 多数と認めます。よって、瀬谷君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、武村大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武村大蔵大臣。

○国務大臣(武村正義君) ただいま決議のございました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして十分検討をさせていただきますと存じます。

○委員長(岡野裕君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会